

東アジアにおける死霊結婚

— 韓国の習俗を中心に —

The Custom of Ghost Marriage in East Asia : Focusing on Korea

竹 田 旦

(Akira TAKEDA)

“Ghost marriage” is a custom whereby a deceased person is married to someone else by the former’s relatives or other related persons. This custom is based on a particular view of the spiritual world in which the deceased continue to live as spiritual beings, and in some cases, may wish to marry. This is a custom prevalent in regions throughout the world, and is usually referred to as “ghost marriage” in cultural anthropology. In East Asia, scholars have long known about the Chinese custom of “ming-huen” or “hell marriage”, which was so widely practiced that it was not possible to conduct research on the family or history of marriage without referring to this custom. Subsequently, it became known that the custom of ghost marriage was widely present in scattered regions both in the Okinawa region of Japan and in south areas of Korea. It was here that the path was paved for conducting comparative research of this custom in various regions throughout East Asia.

Although subsumed under the single rubric of “ghost marriage”, this custom takes on a myriad of different forms depending on the region and period in history, and is extremely varied. Thus, the scope of this paper will be restricted to certain limited features, concerning which, first, the patterns in China and Japan will be sketched, followed by a report of cases obtained through fieldwork in various regions of Korea. Moreover, in order to determine how these customs of East Asia are mutually related, a comparison and analysis has been attempted for each of the features under consideration. The features selected are as follows: (1) the purpose and/or motivation for ghost marriage, (2) the existence of a relationship—such as being lovers or betrothed—between the parties (i.e. the newlyweds) predating death, and the dead/living state of the bride/bridegroom (i.e. the three cases: both dead, living groom with dead bride, or dead groom with living bride), (3) form of wedding ritual and its master of ceremonies (e.g. involvement of a shaman).

With respect to the first feature, purpose and motivation, three types were recognized:

i) mourning in order to appease the spirit of the dead and to lift its curse; ii) ascension to ancestor spirit—which tries to raise the status of the deceased from simply a spirit to the spirit of an ancestor worthy of worship; iii) establishment of an heir through adoption—the couple united through ghost marriage adopts a person who is made an heir. The first type is prevalent throughout East Asia, particularly in southern China, Taiwan and the Korean Peninsula. The second type is found in various regions throughout China and Cheju Island of Korea. Finally, the third type was observed only in northern China and in Cheju Island of Korea.

Turning next to the parties to marriage which is the second feature under discussion, the customs of East Asia can be roughly classified into two categories i) those possessing kin and ii) those without kin. These two categories can respectively be further subdivided into three types a) both dead b) living groom with dead bride c) dead groom with living bride. In the case of the category i) those possessing kin, a) is found in the Okinawa region of Japan and throughout all of China, c) is observed solely in northern China. As for the second category ii) those without kin, a) is practiced throughout Korea and northern China, c) is distributed throughout southern China and Taiwan. In sum, significant regional variation was observed.

Finally, with respect to the third feature, which concerns the ritual itself, the two major types discovered were 1) those valuing the ashes and 2) those valuing the memorial tablet, the main point of consideration here being whether or not a shaman is involved as a master of ceremonies. As for the geographical distribution, the type 1) valuing the ashes was discovered in Cheju Island and the south-western region of the Peninsula in Korea, Okinawa region in Japan, and in northern China. The type 2) valuing the memorial tablet was found only in Taiwan in China. The involvement of shamans was noticeable throughout the regions studied, with the sole exception of northern China and Cheju Island of Korea, where the shaman's involvement was not necessarily extensive.

In sum, although the custom of ghost marriage is practiced extensively throughout East Asia, by presenting the above information in a table, it becomes evident that there are profound regional variations in the particular form of the ritual practiced. In other words, there are substantial geographical variations in the views held concerning the spiritual world, which forms the basis of the custom.

〔目 次〕

- | | |
|----------------|-----------------|
| はじめに | (2) 新婚者両名の関係・状態 |
| 1. 中国の死霊結婚 | (3) 死霊結婚の儀礼 |
| (1) 死霊結婚の目的・動機 | 2. 日本の死霊結婚 |

- | | |
|-------------|-----------------|
| (1) 沖縄地方の習俗 | (5) 済州道の習俗 |
| (2) 山形県の習俗 | おわりに |
| 3. 韓国の死霊結婚 | (1) 死霊結婚の目的・動機 |
| (1) 江原道の習俗 | (2) 新婚者両名の関係・状態 |
| (2) 慶尚道の習俗 | (3) 死霊結婚の儀礼 |
| (3) 忠清道の習俗 | 参考文献 |
| (4) 全羅道の習俗 | |

はじめに

「死霊結婚」とは、人の死後、その遺族ないし関係者が死者をして結婚させる習俗をいう。もとより、人は死後もなお霊的存在として活動をつづけ、場合によっては生前同様結婚を望むものだとする死霊観・他界観に基づくものである。この習俗は世界各地に分布しており、文化人類学では一般に“ghost marriage”と呼び、他に“spirit marriage”, “posthumous marriage”, “hell marriage”などの用語も見られる。東アジアでは中国漢人社会における「冥婚」という語が早くからよく知られている。中国では、さらに冥契、冥配、幽婚、鬼婚、配骨、陰親、陰婚等、この習俗に対する呼称はきわめて多く、地方的呼称まで数え上げれば十数個、あるいはそれ以上にも達するであろう。韓国でも死後結婚、死後婚、死婚、魂魄婚姻、“チュグン ホニン”(죽은 혼인, 「死んだく人の」婚姻)の意、“チュグン ホンサ”(죽은 혼사, 「死んだく人の」婚事)の意)等、多くの呼称が分布している。日本では、この習俗自体が濃密とはいえず、呼称上も沖縄地方における“グソー・ヌ・ニービチ”(「後生の婚礼」の意)、“トートーメ・ニービチ”(「位牌婚礼」の意)がわかっているにすぎない。

この習俗に対する学術用語としても、日本では中国の「冥婚」をそのまま借用したり、少し形を変えて「冥界婚姻」と命名したり、あるいは“ghost marriage”を「亡霊結婚」「死霊結婚」と翻訳したりして必ずしも一定しているとはいえない。韓国でも状況は似ていて、学術用語が確立されておらず、民俗語彙たる「死後結婚」や「死後婚」などを援用する者が多い。本稿は、韓国の習俗を中心にして中国・日本等東アジア諸国の事例を取り上げようとするもので、文化人類学における“ghost marriage”と対応させつつ「死霊結婚」の用語を採用することにする。

さて、死霊結婚の習俗については、現在まですでに多くの研究が蓄積されている。とくに中国の「冥婚」は、20世紀の初め以来日本人にも注目され、この国の家族制度や婚姻史などの考究にあたっては、この習俗に触れない者はないというほどの盛況を呈した。初めは文献資料によるものが多かったが、次第に中国各地の実地見聞や現地調査に及んでいった。そして死霊結婚といえ「冥婚」を、「冥婚」といえば中国を想起させるような情勢さえ形成されたのである。ところが、死霊結婚の習俗はやがて日本や韓国にも伝承されていることが判明してきた。日本では沖縄地方と山形県・青森県など、すなわち西南日本と東北日本の両地域に、また韓国では江原道、慶尚道、忠清道、全羅道、済州道等、主として朝鮮半島の中部以南各地に濃く分布していることが報告されたのである。ここに東アジアにおける死霊結婚に対して比較研究の途が開かれたわけである。

もちろん同じく死霊結婚とはいえ、中国の国内においてさえ時代により地域によってその様態はきわめて多様であり、ひいて東アジア諸地域における変異はより一層複雑なものがある。したがっ

て、これらを比較研究するといっても、その方法が確立されているわけではない。そこで本稿では、一つの方法として死霊結婚に関して若干の項目、すなわち、(1)目的・動機、(2)新婚者たる男女両名の関係・状態、(3)儀礼の内容・主宰者という3項目を掲げて、まず中国と日本の習俗について従来の研究・報告等を要約・概観し、次いで韓国において筆者が調査した事例を紙面の許す限り提示し、それらを各項目ごとに整理し、もって東アジアにおける死霊結婚の位相について考究してみたい。

1. 中国の死霊結婚

(1) 死霊結婚の目的・動機

① 慰霊と解冤……人の死に対して悲しまぬ者はない。とりわけ夭折者や未婚死者に対しては、その両親・近親者たちが悲嘆にくれ、憐愍の情を催すのは人情の当然であって、いきおい死霊の慰撫を図ろうとすることになる。すなわち死霊結婚の目的ないし動機がまずもってこの辺にあったことはいうまでもなからう。

中国東北部、旧満州の各地において家族制度の慣習を調査した千種達夫は、同地方に見られる死霊結婚（冥婚）の動機について、

「父母は、子女を死後孤魂でないようにしてやるため」

「地下の憐れな男女の魂を慰めるため」

「結婚せずして死亡した子女を可哀そうだとする親の情から」

「死んだ子が一人でも可哀そうだから」

などと報じている〔千種 1964：633, 821, 1965：140, 1967：101〕。この事例のインフォーマントたちは華北の山東・山西・河北等各省から移住してきた漢人の子孫たちで、故郷の習俗を持ち込み、現に伝承していると見られる。したがって、慰霊を目的とする「慰霊型」の死霊結婚は、元来華北に広く分布していたものと考えられよう。

ところで、このような死霊は現世になお強い未練・怨恨を遺しとどめたままであって、事あるごとに遺族たちに近づいては祟りをすると恐れられ、単なる慰霊に終わらせずに解冤のための儀礼を催すこともある。早く宋代の文献、康誉之の『昨夢録』〔陶宗儀編 順治4年<1647> 『説郛』第35巻所収〕に、「北俗」として次のような一文が紹介されていた。すなわち、

「不如是，則男女或作祟，見穢惡之迹，謂之男祥女祥鬼」〔是の如く（筆者注、冥婚）なさざれば、男女或いは祟りをなし、穢惡の迹をあらわす。これを男祥・女祥鬼と謂う〕

ここに祟りを追い払うべく、解冤を目的とする「解冤型」の死霊結婚が行われていたと見られる。この「北俗」とは華北の習俗を意味したものであろうが、あるいは漢人ではなくて「北狄」のものを指したのかもしれない〔馬 1979：173-174, 1981：193-194〕。

未婚の孤霊が激烈な祟りを働くとは、むしろ華南方面において深刻だったようである。たとえば福建省では、

「死んだ子女の一縷の孤魂は寄る辺なく宙に迷い、家祭にも祖廟にも祭られない。殊に魂魄が化けて祟りをする」〔井出 1935：24-25〕。

といい、また台湾では、

「相信一個人死了，尤其是夭折的人，若是没有人供奉，就变成孤魂野鬼，到处飄泊作祟，……」

〔一人の人が死に、とりわけ夭折者で、もしも供奉する人がなければ、すなわち<その死霊は>孤魂野鬼に変成し、到る処に飄泊して祟りをなし、……と相信ずる〕〔阮 1977：16〕

とか、

「死霊が自己の祭祀を永遠に引き受ける者を要求するためにその家に対し種々の禍いをなし、病気または災厄が一家を不運ならしめるという」〔鈴木 1934：198〕
などと伝承している。このような怨霊の鎮撫に卓抜した効果をもたらすのが死霊結婚にはかならないと信じられ、「解冤型」の習俗が形成されたのである。

② 祖霊昇格……中国では古来一定の年齢に達し、あるいは結婚した者をもって成人と見なし、成人の死者にだけ正式の葬祭を挙げる慣習であった。そのため夭折者・未婚者には葬儀を全く催さないか、催しても略式で済ませるかして祖墳に埋めず祖廟に祭らないのであった。

華北においては、このような状況は近年でも顕著で、たとえば河北省順義県沙井村という農村には、

「少亡無妻者、不能入坟」〔少亡・無妻者は坟に入れることあたわず〕〔中国農村慣行調査刊行会 1952：263下段〕

の語が伝えられており、祖坟（祖墳）に入りうるのは既婚成人者に限られていることがわかる。したがって未婚死者は通例「寄埋」（河北省樂城県寺北柴村〔同上 1955a：143-144〕）、「寄葬」（山東省歷城県路家莊〔同上 1955b：362下段〕）、すなわち仮埋葬にしておき、後日の本葬や移葬を待つのである。しかし、結婚さえすれば成人と認められ、正式の葬祭が受けられるようになるので、

「本来ならば祖坟に入る資格のない未婚夭亡の子に死者同士の婚姻を結ばせることによって、これを人為的に成年とし、もって祖坟に入るの幸を浴せしめることがしばしば行われた」〔滋賀 1967：376〕

と指摘されるに至ったわけである。死霊結婚によって祭られない死霊から祭られる祖霊へと昇格を図ったものであり、この種の習俗を「祖霊昇格型」と呼んでおこう。

このような「祖霊昇格型」の死霊結婚は台湾ではきわめて一般的である。この島では、未婚夭亡の女霊は通例「孤娘」と呼ばれて家の大きな恥とされ、遺骸は適当な場所にそっと埋められ、その位牌（「神位」「神位牌」「霊位」などと呼ぶ）は部屋の隅や台所の背後など人目につかない所にひっそりと置いておく風習である〔婁 1968：24, Jordan 1972：142, Wolf 1974：149〕。中には若干の金銭を投じて、夭折した女霊のために「菜堂」「菜廟」と呼ばれる堂廟を建て、そこに「孤娘」の神主牌を安置しておくような風俗も見られる〔阮 1977：16-17〕。同じく台湾でも、客家〔福建省泉州・漳州から移住してきた閩系の「福佬人」に対し、主として広東省内各州から移住してきた漢族の一下位集団〕では、早夭の女子に対してはその骨灰や霊位を「斎堂」に納めておくという〔同上 17〕。そんな位牌は死霊結婚によって初めて男家の「正厅」に移され、その家の祖先たちと並んで祀られ〔Jordan 1972：146-147, 阮 1977：20-21, 32, 中田 1979：7-13〕、ここに漸く正式の祭祀を享けうる死者となるのである。

すなわち死霊結婚は、恐るべき祟り霊を穏やかな祖霊へと変え、遺族や関係者に災厄を加えかねなかった邪霊から逆に恩恵をも期待しうる和霊へと質的転換を実現させるのである。と同時に、前述の①慰霊・解冤の目的も併せ成就させることになる点を看過してはならない。

③ 入養・立嗣……中国では、ごく幼少な死者ならばともかく、ある年齢以上に達した未婚死者

には養子を迎えて嗣子に立てる慣習が行われてきた。その入養・立嗣のためには死霊結婚を前提とするとの観念が見られた。たとえば山東省歴城県冷水溝荘という村で、慣行調査に際して調査者とインフォーマントとの間で次のような問答が交わされたことに注目される。

「陰親をして過継子をもらうのと、しないで過継子をもらうのとどちらが多いか」。

「陰親をしないで過継子をもらうことはできない」。

「陰親をすれば必ず過継子をもらうか」。

「然り」〔中国農村慣行調査刊行会 1955b : 139中段〕。

問答中、「陰親」とは死霊結婚を、「過継子」とは近親から迎える養子を指している。この村では、死霊結婚によって死児の養子、すなわち死児の親から見て孫を迎えられるという意味で、「死児活孫子」という表現もあるそうである〔同上 87上段〕。

このような「入養・立嗣型」の死霊結婚は、旧満州^{ハルビン}地方や延吉地方の漢人社会でも見られたというから〔千種 1967 : 101, 525〕、華北には広汎な習俗だったようである。

南下して、華中にもこの種の慣習が行われている。たとえば、アンケートに対して浙江省平湖県から次のような報告がなされている。

「蓋以不如是，則靈魂將無所依歸，不能入祠祭祀，且不能立後，一經冥配，即取得被繼承人之資格，得為之立後也」〔けだし是の如くせざれば、靈魂まさに依りて帰する所なく、祠に入れて祭祀することあたわず、かつ後を立つることあたわざるを以てなり。ひとたび冥配を経れば、すなわち被繼承人の資格を取得し、これが為に後を立つことを得るなり〕〔司法行政部 1930 : 1557 - 1558〕

この文面によって、「冥配」（死霊結婚）が「立後」（入養・立嗣）の前提となっており、立後は冥配なくしては不可能だということがわかる。

さらに、華南にも同種の観念が分布していたようである。たとえばシンガポール華僑社会において、広東省からの移民の間では死霊結婚の目的の一つに「息子の死後、孫を得るため」ということが挙げられている〔Topley 1955 : 29〕。まさしく前述華北の「死児活孫子」という観念と一致している。

しかし同じく華南でも、福建省からの移住の多い台湾漢人社会の間では、「訂婚」（「定婚」と同じ。婚約のこと）後の男女がともに死亡したような場合を除いて、死霊結婚が必ずしも「過房子」（「過継子」と同じ。近親から迎える養子）の前提とまで強く観念されてはいないようである。ただ死霊結婚によってせつかく祖霊へと昇格し、正式の祭りを享ける資格を得たのだから、その祭りを永く継承してもらうため、死霊結婚をしたその夫〔台湾では後述のように、「男生女死」の習俗が卓越しており、夫は生者であるのが一般である〕が普通に結婚した妻との間に生まれた子の中から「過房子」を求めようとする風俗は見られる。このとき複数の息子がいる場合、一人息子の場合、息子が生まれなかった場合など、状況に応じて養子の選び方にさまざまな変異が生ずるようである〔阮 1977 : 21, 32〕。いずれにせよ、このような習俗は、養子の前提としての死霊結婚というよりは死霊結婚の結果としての養子と見るべきであろう。

(2) 新婚者両名の関係・状態

① 有縁者……死霊結婚を挙げる新婚者、すなわち新郎・新婦の両名が生前いかなる関係にあったか、あるいはいかなる関係をも持たなかったかは死霊結婚それ自体の様態に大きくかかわってく

る。どうしても新婚者である男女両名の関係なり状態なりを探っておかなければならないというわけである。

そこで、新郎・新婦の両名が生前何らかの関係・縁故を有していた場合を「有縁者」と呼び、何らの関係・縁故をも有していない他人同士だった場合を「無縁者」としておこう。関係とか縁故とかいえば、その第一に婚約が挙げられる。すなわち死霊結婚の新婚者が婚約中の男女という場合であり、これは事例としても東アジア諸地域に濃く認められる。次いで恋愛関係にあった男女、正式の結婚を経ずに同居関係にあった男女（内縁関係の夫婦）、正式の結婚後に離婚してしまった男女等も「有縁者」と見なされよう。

中国では古来「定婚」（婚約）を重視し、その完了をもって結婚も同然と見なす風があった。そのため婚約後の死亡には当然結婚後と同じ扱いをしなければならないとの観念が秘められていた。古く『周礼』の「地官媒氏」の項に、

「禁遷葬者与嫁殤者」〔遷葬する者と嫁殤する者とを禁ず〕

とあって、「嫁殤」（夭折者の死霊結婚）も禁じられていた。ところが、これに対する鄭康成の注に、

「殤者男女未冠笄而死可傷者，女子子許嫁不為殤也」〔殤は男女未だ冠笄せずして死し傷むべきもの、女子・子（筆者注、男子）許嫁すれば殤と為さざるなり〕〔『十三經注疏』「周礼」卷14〕とあって、男女ともに「冠笄」（成人式）、「許嫁」（婚約）の後は「殤」（夭折）とはせず、ひいて「嫁殤」（夭折者の死霊結婚）の禁令にも触れないと述べている。

ところで、有縁者・無縁者といっても、新婚男女の死亡にいくつかの状態が認められる。すなわち、有縁者・無縁者のいずれにも(a)男女双方とも死亡（▲＝●で表現する）、(d)男は死亡、女は生存（▲＝○で表現する）、(c)男は生存、女は死亡（△＝●で表現する）という3種類の状態が考えられる。これら3種類の状態を有縁者と無縁者とに区分すれば、合計6種類の状態を数えることになる。このような新婚者の生死といったことも、実は死霊結婚の様態およびその分布状況に大きくかかわってくるのである。まず、有縁者の場合を取り上げてみよう。

(a) 男女双方死（▲＝●） 前述のように婚約を結婚同然と見なす中国では、婚約後の男女両名が同時に死亡したような場合、当然死霊結婚を導出することになる。中国の死霊結婚を全般にわたって論じた宮林敏雄は、この種の事例は決して稀少なものではないと述べている〔宮林 1930：42〕。また、台湾の事例を取り上げた中田睦子は、この類は中国大陆と台湾前期（1945年までをいう）に見られ、台湾後期（1960年頃をいう）には行われていないとしている〔中田 1979：24〕。

(b) 男死女生（▲＝○） 中国では以前、婚約中の男が死ぬと、すでに結婚したのと同じだとして相手の女が未婚の夫の家に入り、彼のために生涯にわたって貞節を守る「過門守貞」という風俗が見られた。「過門」とは「輿入れ」の意味で、死んだ夫と「冲喜」（「虚喜」の意という。すなわち死霊結婚を指す）と呼ばれる婚礼を挙げるならわしであった。

近来でも、そのような風俗を山東省恩県後夏寨という村では「望門寡」と呼び〔中国農村慣行調査刊行会 1955b：452上段〕、また台湾では「守寡」と称して〔鈴木 1934：200-201〕、それぞれ特殊な婚礼を催す習俗を伝承している。しかし、このような習俗を厳格に守ろうとする風潮は次第に衰退し、近年はほとんど廃絶してしまったようである。たとえば前掲山東省冷水溝荘という村では、婚約中の男が死ねばただ「退親」（婚約の解消）をするだけで、その女は改めて他の男を

求め、これと結婚することになると述べている〔中国農村慣行調査刊行会 1955b：67中段〕。また河北省寺北柴村でも、「婚書を交したからというので、結婚前に男が死んだ場合、操を立てる女はないか」という調査者の問いに対して、村人からは「そんな姑娘はない」との答えが返ってくるだけであった〔同上 1955a：147下段〕。こうして「過門守貞」に基づく死霊結婚が達成されないとなると、婚約したとはいえ、未婚のまま死んだ男は、婚約しなかった男同様、一旦仮埋葬に付された上、後に死女を求めて彼女との死霊結婚を待たなければならなくなるわけである。

(c) 男生女死 (△=●) 同じく婚約後の男女一方の死ながら、このタイプは(b)男死女生よりも死霊結婚に至る例が多かったようである。例えば前掲の冷水溝荘の村では、次のように伝えている〔同上 1955b：67中段，104下段〕。すなわち、「定婚」(婚約)してから女が死んだ時は、婚約した男と「陰親」(死霊結婚)させ、女の遺骸は男の家の祖坟に埋める。その男はやがて別の女と結婚するわけだから、墓は3人の合葬となり、男を真中にして、先妻を上手に、後妻を下手に埋めることにする。すなわち、死霊結婚をした最初の妻を葬る時、やがてその夫、2番目の妻をいっしょに埋めることができるよう、あらかじめ墓穴の位置を考えておかなければならないというのである。このような墓は通例一夫二妻同穴で、夫の死体を真中にし、これを挟んで左右に妻2人を埋めることとなり、これを「夾骨葬」「挟骨葬」(路家荘・後夏寨)〔同上 1955b：87中段，363上段，444上段〕とか「挟葬」(寺北柴村)〔同上 1955a：142下段，159中-下段〕などと呼んでいる。

このような(b)男死女生と(c)男生女死の関係について、宮林は前者は「その行われる数も少なくない」とするのに対して、後者は「可能である」とだけ述べている〔宮林 1930：42〕。また中田は、(b)、(c)はともに(a)男女双方死のケースと同じく中国大陸と台湾前期に分布し、台湾後期には見られないと述べ〔中田 1979：24〕、(a)、(b)、(c)の三者を同列に扱って区別していない。

② 無縁者……全くの他人同士の死霊結婚を指し、この種のものも有縁者の場合と同じく、(d)男女双方死、(e)男死女生、(f)男生女死という3種類の状態が想定される。

(d) 男女双方死 (▲=●) この型は、中国で「冥婚」その他の呼称で行われてきた死霊結婚の基本をなすものと見られる。宮林も「正史より得たる資料は悉くこれに関するものであり、古代においては死後婚はこの類型のみに限られており、他の類型のものはおそらく知られていなかったのではなかろうかと思われるほどに最も基本的であり、かつ最も頻りに行われるものである」とまで述べている〔宮林 1930：42〕。ところが、中田はこの型は台湾では前期・後期ともに見られず、中国大陸に特有のものとしている〔中田 1979：24〕。ここに同じく漢人社会ながらも、死霊結婚の習俗にきわめて顕著な地域差が現われてくるのである。

(e) 男死女生 (▲=○) この型はきわめて稀にしか発生しないもので、宮林も「私は遺憾ながら一つの事例をも持ち合さない。これは特殊の原因によりて存立することが不可能にして、多くは乙類型〔筆者注、上述(d)男女双方死〕に置換されるため」としている〔宮林 1930：42〕。置換云々についてはなお問題が感じられるものの、この型がきわめて事例に乏しいものであることは確実のようである。

(f) 男生女死 (△=●) この型の死霊結婚は中国各地で時々は見られたようで、旧満州の漢人社会で「娶死婚」と呼ばれたもの〔千種 1964：633〕も、同種に属するようである。中国の「冥婚」を解説した文の中にも、生きている男が死んだ女の「神位」と婚約・結婚の儀礼を挙げるもの

があると記されている〔Couling 1917:334〕。とくに台湾において「人鬼聯婚」「陰陽合婚」などと総称され、また、その儀礼に注目して「娶神主」「嫁香煙」「売骨的婚姻」などと指称される死霊結婚は、ほとんどすべてがこの型のものであり〔鈴木 1934:197-200, 陳期裕 1943:32-33, 吳 1970:143-144, 阮 1977:16, 馬 1979:182-184, 1981:202-205〕, 台湾における習俗の特徴をよく表わしたものである。宮林が「恐らくは乙類型に次いで基礎的なものではないかと思われるが、その起り得る度数は余り多くないと思われる」と述べているが〔宮林 1930:42〕, その後段はともかくとしても前段は肯綮に当たっていると考えられる。

(3) 死霊結婚の儀礼

① 遺骨重視と位牌重視……新郎・新婦の一方もしくは双方が死者であるという点において、その婚礼は生者同士の場合とおのずから異なった態様が現われる。ここではさまざまな儀礼内容の中で遺骨あるいは位牌がどのように扱われるかに注目してみたい。

華北山東省の路家荘では、「陰親」の儀式も生者同様重々しく行われたそうである〔中国農村慣行調査刊行会 1955b:362〕。すなわち、「媒人」によって縁談がまとめられると、「婚書」を交換し、吉日を択んで婚儀を挙げる。当日、男家では白紙で、女家では紅紙でそれぞれ「位牌」を作り、媒人が女の位牌を男家に迎え入れる。一方、男女とも「寄葬」してあった亡骸を掘り出して遺骨を棺に収め、一時男家の村外れ、畑の隅にでも並べて置く。男家では、死者の妹、いなければ従妹などに頼んで白色の雄鶏を持たせ、この雄鶏と女の位牌との結婚式を行う。雄鶏には死んだ男の魂が宿っていると考えられている。次に男の位牌で女の位牌を包み、前庭にある「天地神」の前で「拜天地」の礼を行う。それから二つの位牌を「洞房」に運び、生者同様華燭の典を挙げる。これらが済めば、前に村外れに置いてあった兩名の棺を男家の祖坟に運んで合葬し、その前で紙の位牌を焼き払って「陰親」の婚儀は全部終えたことになる。媒人に対しては、この後酒食を提供してその労を懇ろにねぎらうという。

かなり複雑な儀礼内容であるが、仮りにキー・ワード(key word)によってその要点を指摘するならば、媒人・位牌・遺骨・雄鶏・拜天地・合葬などが挙げられよう。ところが、このように死霊結婚の儀礼を重々しく行うのは、華北ではあまり例を見なくなったようである。現にこの路家荘にきわめて近い距離にある冷水溝荘においては、「埋めるだけで何もしない」〔同上 1955b:75下段, 87上段, 139中段〕と、移葬・合葬の他は特別な儀礼はないと言っている。いったいに華北では、死後「骨屍」と「坟」との関係を重視しており、例えば河北省昌黎県侯家営という村では死霊結婚を「娶骨屍」と呼んでいるほどである〔同上 1957:134上-中段〕。この一語によっても華北の死霊結婚は儀礼内容として「遺骨重視型」に属するものといえる。

死霊結婚に伴う合葬の事例は文献にも少なからず現われてくるから、それは中国のいわゆる冥婚において基本型の一つをなしていたと思われる。これに対して、必ずしも「遺骨重視型」とはいえない慣習も分布していた。例えば前述の華中、平湖県では、

「迎接木主、過門礼節如生人嫁娶、名曰冥配」〔木主を迎接す。過門の礼節は生人の嫁娶の如くす。名づけて冥配と曰う〕〔司法行政部 1930:1557〕

とあり、「冥配」(死霊結婚)に「木主」(位牌)の迎接は述べられているのに移葬・合葬には全く触れられていない。さらに台湾では死霊結婚を「娶神主」と呼ぶように、死女の神主(位牌)を

男家に迎えて婚儀を挙げる方式が卓越しており〔鈴木 1934：197-201, 阮 1977：20, 中田 1979：7-13〕, 「位牌重視型」に属することがはっきりしている。

このように中国における死霊結婚は、儀礼内容の上から「遺骨重視型」と「位牌重視型」の2種類が地域差を伴って現われてくるのである。

② シャーマン関与の有無……死霊結婚の儀礼に関して第2の問題点は、シャーマンがこれに関与するか否かということである。

まず台湾では、死霊結婚をめぐる「童乩」(「乩童」ともいう)、「^{タンキ}厝姨」などのいわゆるシャーマンが何らかの関与を果たしている場合が多い〔Jordan 1972：141, 144-145, 150, 阮 1977：18-19〕。例えば1974年末か1975年初のこと、直江廣治氏が台南市内の岳帝廟で実見されたという儀礼も、ある既婚の男が病気に罹って童乩に占ってもらったところ妻の亡妹の祟りだと出、さらに厝姨にも同じことを言われて、その廟におもむき、「^{アンツアフトース}紅頭道士」の立会のもと、「陰陽合婚」に先立つ「訂婚」の儀だったという。こうして台湾中部地方では、童乩の死霊結婚への関与ぶりは相当なもので、それがすでに「小型企業化的階段」にまで到達しているといわれる〔阮 1977：18〕。

台湾以外でも中国には「シャーマン関与型」の死霊結婚が見られたようである。例えば前述の「北俗」を記した宋代の康誉之『昨夢録』に「鬼媒人」なる者が見え、

「各以父母命，禱而ト之，得ト即製冥衣」〔各父母の命を以てし、禱りてこれをトす。トを得てすなわち冥衣を製す〕

とか、

「両家亦薄以幣帛酬鬼媒，鬼媒每歲察鄉里男女之死者，而議資以養生焉」〔両家はまたいささか幣帛を以て鬼媒に酬る。鬼媒は毎歲郷里男女の死者を察し、議資〔筆者注、両家の話し合い〕をして以て生を養う〕

などとあり、この鬼媒人が職業的なシャーマンであることが判明する。

ところが、華北・華中における慣行調査報告には、死霊結婚に関与するシャーマンが全くといってよいほど現われてこない。旧満州についても事情は同様である。これらは調査者にシャーマンへの関心が薄かったのかも知れないが、そうした者の関与が乏しかったか、あるいは弱かったという事情にもよるのであろう。今のところ、華北・華中における死霊結婚は「シャーマン非関与型」としておいて後考を待ちたい。

2. 日本の死霊結婚

日本の死霊結婚については、沖縄地方と東北地方の山形・青森両県の習俗が知られている〔桜井 1986：10〕。以下、沖縄地方と山形県の習俗を掲げてみよう。

(1) 沖縄地方の習俗

沖縄本島ではほぼ全域にわたって死霊結婚の慣習が現に分布しており、“グソー・ヌ・ニービチ”，“トートーメ・ニービチ”などと呼ばれている。「グソー」とは「後生」を、「トートーメ」とは「位牌」を、「ニービチ」とは「婚礼」を指す方言である。したがって両語は「後生の婚礼」「位牌婚礼」を表現することになる。

沖縄地方では、家族の急病、不時の事故、家畜の頓死等に遭うと、何かの祟りではないかと「ユタ」なるシャーマンの職能者をたずねて占ってもらうことがある。すると、①離婚された後に死んだ妻、②婚約を済ませた後に死んだ女（または男と女）、③恋愛関係のまま死んだ女（または男と女）、④ニービチ、すなわち正式な婚礼を挙げずに死んだ妻（または夫と妻）等の死霊がニービチの儀を求め、その怨念が祟りとなって遺族なり子孫なり関係者の間に現われてくるというわけである。こうなると死霊結婚を挙げざるをえなくなり、関係者一同が参集して簡単な婚儀を催すのである。中にはシャーマンの主導のもと、いちいち巫儀を踏まえて嚴重に死霊結婚を執行する場合も見られる。いずれにせよ最後に女の遺骨を男の墓に移し、正式の夫婦として合葬し、すべての婚儀を終えるのである。

このような死霊結婚の習俗は沖縄本島にとどまらず、北方に延びて鹿児島県奄美諸島の与論島よろんにまで分布している。この島の習俗も沖縄地方と状況は酷似しており、やはり「ヤブ」〔沖縄の「ユタ」に当たる者〕なるシャーマンの職能者の関与ないし主導のもとに発現するものである〔1976年2月21日、筆者調査〕。ただ沖縄県内でも、現在までのところ宮古諸島や八重山諸島からは死霊結婚の報告が見られず、沖縄本島から南方には延びていないようである。

これらの習俗を前述中国の場合と対比してみると、以下のような異同に注目されよう。

① 目的・動機……沖縄地方では「慰霊・解冤型」が卓越し、その結果として「祖霊昇格型」が現われることもあるのに対し、「入養・立嗣型」は全く見られない。すなわち華北の習俗とはかなりの差異を示すのに、台湾とは近似しているといえる。

② 新婚者両名の関係・状態……すべて「有縁者型」に属し、「無縁者型」は発現していない。新婚男女の生死については「男女双方死」が一般であり、ついで「男生女死」がしばしば見られるのに対して「男死女生」は現われてこない。

③ 儀礼……総じて「遺骨重視型」に属し、華北の習俗との類似を示している。ただし、「シャーマン関与型」である点は台湾の習俗と共通している。

(2) 山形県の習俗

山形市山寺やまでらにある立石寺りつしやくじは東北日本随一の古刹である。この寺の「奥の院」（正式名称は如法堂）には各種の絵馬えまが所狭しと掲げられていることで有名である。その中に“ムカサリ絵馬”と呼ばれる婚礼の場面を描いたものが数多く混っている。ムカサリ・ムカサレは「迎えられ」の訛音で、嫁入りの儀式、すなわち祝言しゅうげん・婚礼を指す言葉である。そして、このような絵馬は立石寺では奥の院以外の他の堂にも、また立石寺以外では天童市の若松寺じやくしやうじをはじめ、山形盆地における各地村々の神社や寺院にも奉納されているという。

この地方では、結婚適齢期の子女が結婚を待たずに死亡すると、それを不憫に思う両親や遺族が「オナカマ」と呼ばれる巫女の主導のもと、言われるとおりに配偶者（生者）を探し、その写真でも借りてきて、互いの姿に似せて婚礼を挙げている場面を絵馬に描いてもらい、それを前述立石寺・若松寺等の社寺に奉納するならわしである。中には借用した写真や描いてもらった肖像画と死者の写真・肖像画とを床の間に並べ、その前で簡単なながらも結婚の式を上げるものもあるという〔桜井1977：464-465〕。こうして死霊結婚が催されるとともに死者の怨念は晴れ、慰霊の目的が達成されたことになる。すなわち、山形県における死霊結婚は次のように整理されよう。



写真1 掲げられた絵馬（立石寺）（岩井宏実氏提供）



写真2 ムカサリ絵馬（同左）（同氏提供）

① 目的・動機……「慰霊型」に属する。しかし祟り伝承は聞かれず、「解冤型」とは言えない。この点祟りの激しい沖縄地方や台湾の習俗との間には若干の懸隔が感じられる。また、沖縄地方と同じく、「入養・立嗣型」は全く認められない。

② 新婚者両名の関係・状態……すべて「無縁者型」で、沖縄地方とはするどく対照している。また「男女双方死」は見られず、「男死女生」と「男生女死」のいずれかで、一般には前者の「男死女生」がやや多く発現するものらしい。男女一方の死という点では台湾と似ているが、台湾では「無縁者型」の「男死女生」は認められず、やはり差異が生じている。

③ 儀礼……「遺骨重視型」「位牌重視型」のいずれにも該当しない。ただし「シャーマン関与型」に属する点では、沖縄地方や台湾と同じである。

3. 韓国の死霊結婚

韓国の死霊結婚についても、近年多くの研究者が注目するようになり、急速に調査・研究が進められた。筆者自身も、1971年韓国ではじめて民俗調査を試みて以来、調査を行う度ごとにこの習俗の事例収集に努めてきた。それらの結果、韓国における死霊結婚も中国同様頻繁に発現し、しかも多様を極めていることがわかった。

たとえば韓国の習俗も、その目的においては「慰霊・解冤型」があり、「入養・立嗣型」もあり、その新婚者両名の関係・状態においては「有縁者型」も「無縁者型」も見られ、死者同士の「男女双方死」の習俗が一般的な中に死者と生者の場合である「男死女生」の事例が混っており、その儀礼においては「遺骨重視型」と必ずしも然らざるもの、「シャーマン関与型」と非関与型とが併存するといった複雑な状況を呈している。とくに「陸地部」〔済州島など島嶼地方に対して本土、すなわち朝鮮半島を指す〕と済州島との間には各項目にわたって顕著な差異が確認され、韓国における死霊結婚を通じて、いわば「陸地型」と「済州型」とでも名づくべき類型の存在することが指摘されている〔崔吉城 1985: 33〕。

以下、筆者自身による調査事例について、各地方ごとに1～2例ずつを選んで掲げ、それらの目的・新婚者・儀礼に対して注目してみたい。

(1) 江原道の習俗

〈事例1〉溟州郡江東面安仁津2里(1975年12月24日調査。インフォーマント：前里長、李太一氏、80歳)

日本海に面する江原道切つての大都会、江陵市から東南約12kmにある国道沿いの漁村。この村では未婚の青年男女の死霊はそれぞれ“モンダルクィシン”(몽달귀신, 「禿びた鬼神」の意)・“ソングクシ”(손각씨, 通例「孫閣氏」と宛てられる)と呼ばれて恐れられている。いずれも祟り伝承がきわめて深刻だからである。こうした男女の埋葬に際しては鉄製の釜蓋や鏡のガラスを死体の頭にかぶせて、死霊が再び地上に現われるのを防ごうとする風俗も見られる。そして、祟り霊を慰撫し解冤しようとするのが“チュグン ホンサ”(죽은 혼사)なる死霊結婚なのである。その家に不審な病人が出たり事業に思わぬ失敗をしたりして、どうしたことかと原因を「チョムヂェンイ」(점쟁이, チョムヂェンイ<점장이>の訛音, 占い師)や「ムーダン」(무당, 巫覡, 通例「巫堂」と宛てられる)に占ってもらおうと、「鬼神」(귀신, 祀られない死霊)の祟りだというわけで、それから大急ぎで縁談を始めることになる。

最近、ムーダンの家で行われた死霊結婚の実見談によると、死者同士の婚儀でも生者同様伝統的な式次第に従っていちいち誤りないように進められたという。新郎・新婦の代わりに藁で50cmくらいの丈の「ホヂェビ」(허제비, 호스아비<허수아비>の方言, 人形もしくは案山子の意)を作り、これに婚礼衣裳を着せて儀式を催した。婚儀を終えると、両名を一晩布団の中にいっしょに寝かせ、その傍らで慰霊・解冤の「クッ」(굿, 正式の巫祭の意で、大掛りな賽神儀礼を催す)をつづけた。翌朝、ホヂェビや布団などを村の「城隍」(村の鎮守神)に運んで焼き払った。これで死霊結婚の儀礼はすべて終わったのである。



写真3 死霊結婚の婚儀(正面が新郎のホスアビ)(慶尚北道迎日郡青河面)(崔古城氏提供)

本例の死霊結婚について、前掲諸項目ごとに整理すれば次のようにまとめられよう。

- ① 目的・動機……慰霊・解冤の目的が強烈なような印象を受ける。その点、沖縄・台湾に似て、事態はそれよりもさらに深刻と言える。祖霊昇格に関する伝承は聞かれない。
- ② 新婚者両名の関係・状態……「無縁者型」に属し、求婚の青年男女両名とも死者という事例である。したがって華北を中心に中国でひろく行われてきた「冥婚」の事例と一致するものである。
- ③ 儀礼……儀礼の内容としては、中国で見られた「遺骨重視型」と「位牌重視型」のいずれにも該当しない。外観的にはホヂェビ、すなわち人形(もしくは案山子)の登場がまことに印象的であり、シンガポールや台湾でも人形が用いられるのに対比される〔Topley 1956:71, Jordan 1972:145, 各写真参照〕。次いで儀礼の執行に関しては強い「シャーマン関与型」である。ただし婚礼は、本例のようにムーダン家ではなく、新郎家もしくは新婦家のいずれか、たいてい縁談を熱心に進めた側の家で催される場合が多い。そして、すべてムーダンやチョムヂェンイ等いわゆるシャーマンの関与・主導によって営まれるのである。たいてい「旧式」と呼ばれる伝統的な式次第

によって婚儀が進められ、あわせて「オググッ」（오구구）など慰霊・解冤のための巫祭が行われる。このように「シャーマン関与型」という点では、日本の山形県・青森県や沖縄地方、さらに台湾とも近似しているわけである。

(2) 慶尚道の習俗

〈事例2〉慶尚北道迎日郡九竜浦邑竜珠里（1975年9月24日調査。インフォーマント：崔長寿氏，漁業，60歳）

日本海に面する製鉄の町、浦項市から迎日湾沿いに東南方へ、大松面・烏川邑・東海面の村々を過ぎ、この湾の東側を抱くように延びている小半島を横切ると九竜浦の町に出る。韓国の東海岸でも有数な漁業基地である。その九竜浦の一角に竜珠里の漁村がある。

この村のO氏はO家の次男、1972年入隊中に交通事故で不慮の死亡、24歳であった。そこでO家では祟りによる「災殃」に見舞われないうちに何とか「死後結婚」をさせようと死んだ娘を探していたところ、同じ邑内の姨母（母方叔母）が近くの家で同年病死した同じ歳の娘がいることを聞きつけ、両家の間を何度も往復して縁談をまとめ上げた。縁談の進行中、男家では占い師を訪ね、占いを立ててもらったところ、あまり芳しい結果ではなかったが、まあ良縁だろうと信じてそのまま縁談を進めてもらったそうである。そして以下のような婚礼が挙げられたという。

①四柱・択日 四柱〔生年月日時の4項目、これを合わせて男女の合性を占う〕は交換せず、ただ新郎家で択日〔日柄選び〕だけ占い師にしてもらい新婦家に通知したという。

②納采 婚礼当日までに新郎家では以下の品物を準備した。

- (イ) 新婦用衣裳…チマ（スカート）、チョゴリ（上衣）、肌衣、袴下、足袋、履物等。
- (ロ) 新婦用化粧品…白粉、クリーム、髪油、香水、石鹼等。
- (ハ) 新郎新婦用寝具…掛布団・敷布団1組、鴛鴦枕1個。
- (ニ) 新郎用衣裳…チョゴリ、パジ（ズボン）等。
- (ホ) 岳父用土産品…餅、酒、魚等。

これらは本来新郎家より新婦家に「納采」〔日本の「結納」に当たる〕として贈られるものである。ただニ新郎用衣裳は逆に新婦側で準備して新郎家に贈るべきものであるが、本例が新郎側からの熱心な求婚だったので新郎家であえて代わりに作ったものだという。したがって新婦側で準備したのは舅姑（新郎の両親）への土産として餅、酒、魚だけだったそうである。

③婚儀 新婦側から両親、新郎側から親族約10名、友人約10名が出席して新郎家で婚礼が挙行された。

婚礼は占い師の司会により、晩7時頃、部屋の中で、正面に飾った新郎・新婦の写真を前にして「結婚式」から始められた。まず占い師が写真に向かって祈りの辞を上げ、竹（または松の枝）の「ネリムテー」（내림태, 「<神の>降り竹」の意）〔日本の「依り代」に当たる〕の持ち手に対し結婚に賛成か否かをいちいち問いかけるのであった。この問いかけの結果、男女双方とも承諾とわかったので、写真を向かい合わせに直し、儒教風の伝統的な式次第によって婚儀が進められた。その儀式は約30分で終了したという。

この夜、新郎家では別に寺の僧1名を招き、徹夜で読経してもらった。夜半12時になると、盥に水を汲んできて傍に石鹼、タオルを置き、カーテンを引き、両名の写真を持ってきて水浴びさせ、

次いで両名の衣裳を布団の中に入れ、ちゃんと掛布団をかぶせ、10～15分間電灯を消して同衾させ、「洞房華燭」(床入り)の儀を催した。

翌朝、供えた料理を下げ、出席者全員に分け、「飲福」〔日本の「直会」に当たる後宴を指す〕してもらった。次いで、写真、衣服、化粧品、布団等をきれいな浜辺に持って行き、そこで全部焼き払って、死霊結婚の儀礼をすべて終えたという。結局、墓や遺骨には何ら手を触れなかったわけである。

〈事例3〉慶尚南道梁山郡長安面佐川里(1975年9月27日調査。インフォーマント：崔永和氏、農業、59歳)

韓国第2の大都会、釜山直轄市から東海岸沿いに工業都市、蔚山に国道が延びている。その半ばあたりにあるのが長安面であり、その面の中心地で、面事務所の置かれているのが佐川里である。

この村では死霊結婚について特別な呼称はなく、“死んだく人の”靈魂を結婚させる”と言うくらいだそうである。本例の新郎はC家の次男、1974年入隊中に26歳で病死、新婦も同じ村のK家の次女で、1972年心臓麻痺で急死、22歳。男家の知人が仲人をして1974年新郎家で挙式となった。

①宮合 男家では女家から「四柱」を聞き、「択日をする人」に「宮合」〔日本の「合性」に当たる〕を見てもらい、ちょうどよいとなって縁談が成立した。

②土産 新郎家では挙式10日くらい前、新婦家に「奉采」として新婦用のチマ、チョゴリ、それに新郎・新婦の「四柱」を書いた「礼状紙」を送り届けた。すると挙式の前日、新婦家からは「采綴」として新郎用のパズ、チョゴリ、新郎・新婦用の布団、それに酒と肴を送ってきた。これらは俗には「新郎の土産」「新婦の土産」と呼ばれる。

③婚儀 婚礼はムーダン(巫女)の司会のもとに進められた。当日朝、ムーダンは新郎と新婦の墓に行き、それぞれ「請魂グ」なるクツ(大掛りな巫祭)を行い、両人の靈魂を携行していった壺の中に迎えてきた。その壺の中にはあらかじめ白米が入れてあり、それに墓の土を少し取って加えたものだそうである。こうして新郎・新婦の靈魂を2個の壺に入れて新郎家に持ってきたわけである。

次いでムーダンは新郎家で、新郎・新婦の身代わりとなる「ホスアビ」(人形・案山子)を2体作った。藁を芯にして韓紙(朝鮮紙)を巻き、新郎用は丈約1m、新婦用はそれより少し短か目にした。いずれも目、鼻、口などを墨で描き、新婦には両頬に「ヨンヂ」(연지、「胭脂」、丸い頬紅)、額に「コンヂ」(곤지、額の紅)をつけ、唇にも口紅をさした。そして2体とも婚礼衣裳で正装させた。着終わらせて、前に持参した壺の靈魂をこのホスアビに移しつけた。壺はそのまま「婚礼床」(婚礼用のテーブル)の下に置き、後にホスアビとともに墓に埋めることになる。

婚礼床は生者同様中庭に設けられた。テーブルの上には松・竹・椿を生けた花瓶1対、蠟燭立て1対、飯2杯、餅1皿、果物1鉢、雄鶏・雌鶏各1羽を載せた。部屋に向かって左側が新郎、右側が新婦の席となり、双方の親族がそれぞれホスアビを持って立ち、旧来の方式どおりの婚礼が進められた。

式が終わって夜となり、ホスアビを香の水〔香木、すなわちイブキの木片を小さく刻んで水に浸したもの〕で洗い、布団の中に向かい合わせに寝かせた。一方、ムーダンは中庭で一晩中「薦度グ」をつづけ、新郎・新婦の靈魂を慰めるのであった。



写真4 シャーマン主宰による
死霊結婚（釜山直轄市
北区敵弓洞）（康龍権
氏提供）



写真5 伝統的な式次第の婚儀
（手前が新婦，向こう
側が新郎のホスアビ）
（同左）（同氏提供）



写真6 婚礼後の慰霊のクッ
（中央白衣はシャーマン）
（同左）（同氏提供）

翌朝、クッが終わると、新郎・新婦のホスアビはそれぞれ親族に挨拶をし、舅（新郎の父）をはじめ一同に「庭酒」^{マンスル}を献じて廻った。その後、ムーダンは新郎・新婦の靈魂を玩具のように小さな磁器碗に入れかえ、その地方の「名山」^{ミョソサン}〔有名な墓の意〕を自家・他家問わずに探し求め、ホスアビ・壺とともに埋めるのだという。その磁器碗には米、飯、雑穀、野菜を少しずつ入れてあり、また2体のホスアビは必ず同じ墓穴に、しかも向かい合わせに埋めなければならないのだそうである。

以上、慶尚北道・慶尚南道の2例を合わせ、慶尚道における死霊結婚の特徴を検討してみると、以下のようにまとめられよう。

① 目的・動機……慶尚道においても「慰霊・解冤型」が卓越している。一般に未婚青年男子の「鬼神」は「モンダリ」（몽달이）、「モンダル」（몽달）等、同女子の「鬼神」は「サグィ」（사귀, 「邪鬼」の意）、「ヨグィ」（여귀, 「女鬼」の意）等と呼ばれ、病気、破産、火災、不漁等の不幸・不運を招く元兇だと考えられている。前述竜珠里では、普通の縁談に際して「チアン」（치양）^{チンヤ}（産死者）とともにモンダル鬼神・サグィ鬼神が家族なり近親なりにあるか否かを必ず問い合わせるならわしだという。

② 新婚者両名の関係・状態……いずれも「無縁者型」の「男女双方死」の事例で、未婚青年男女同士の死霊結婚である。

③ 儀礼……儀礼の内容では、＜事例2＞がホスアビを作らずに新郎・新婦の写真を用いている点に注目されるが、これは新しい変化と考えておきたい。また＜事例3＞で、ホスアビを靈魂入れの壺や磁器碗とともに合葬するというのは、遺骨重視との関連を示すものかもしれない。次に儀礼の執行者について、＜事例2＞は占い師、＜事例3＞はムーダン（巫女）という違いはあるものの、両例とも「シャーマン関与型」に属していることに変わりはない。この地方では仏教信者の間には、旦那寺の僧の主導による死霊結婚も見られるようで（1975年9月25日調査。インフォーマント：九竜浦邑三政里，金在善氏，農業，82歳），死霊結婚に関与する人々の多様性を示している。

(3) 忠清道の習俗

〈事例4〉忠清南道大徳郡懐徳面（現、大田市東区）法洞里（1977年8月10日調査。インフォーマント：洪承夏氏，農業，61歳，宋順甲氏，農業，65歳）

忠清南道の道庁所在地，大田市のすぐ北に隣接する近郊農村で，後に1983年同市に編入された。この村では，未婚の娘の「鬼神」は「モンダル鬼神」とか「ワンシン」（왕신，「王神」の意）とか呼ばれてとくに恐れられている。そのため娘が死ぬと，人のよく通る道の傍らに埋めたり，死体の顔に篩の網目や油搾り用の布袋などをかぶせて埋めたりするならわしがある。こうして死霊が再び地上に迷い出るのを防ぐとともに，その祟りを免がれる方法の一つとして「死後結婚」を行うのだと述べている。

この村では最近の実例はないそうだが，近くの村では10年ほど前に1例見られたという。それは古い師の指導のもと，新郎・新婦の両家でそれぞれホスアビ（人形・案山子）を作り，これに婚礼衣裳を着せて生きている者同様の婚礼を挙げ，その夜は「アンバン」（안방，「内房」と宛て，「大房」とも呼ぶ）〔日本の「納戸」に当たり，主婦の部屋となる〕に布団を敷いて2体のホスアビをいっしょに寝かせたという。そして翌朝，新郎家の墓の横に2体のホスアビを合わせて埋め，死霊結婚の儀礼をすべて終えたとのことである。

以上，この事例も未婚青年男女の死霊に対して慰霊・解冤を目的としたもので，新婚者両名の関係・状態としては「男女双方死」の「無縁者型」に属し，儀礼の上ではやはりホスアビが用いられ，シャーマンの関与のもとに営まれたのである。そして〈事例3〉と同じく，式後にホスアビが合葬された点に注目される。ただしこの地方では，死霊結婚の事例はあまり現われないものらしく，近くの宋村里という村では「死後結婚」の呼称も事例も聞いたことはないとのことであった〔1977年8月10日調査。インフォーマント：宋容時氏，農業，65歳〕。

(4) 全羅道の習俗

〈事例5〉全羅南道長城郡長城邑流湯里（1975年12月15日調査。インフォーマント：里長，金長福氏，農業，45歳）

全羅南道の道庁所在地，光州直轄市と忠清南道大田市を結ぶ湖南高速道路を長城インターチェンジで下り，長城の町中を経て国道と地方道を東北方，蘆嶺山脈の一端に向かって奥深く入った所に流湯里の村がある。

この村では男ならば13歳ぐらい，娘ならば15歳ぐらいを過ぎて死ねば「モンダリ鬼神」になると恐れられている。そのため「魂神結婚」を挙げるのがよいとされる。

さて1973年挙行された本例では，新郎はA家の5男1女の長男で，1970年病死，20歳，新婦は光州市内の者で1970年以前に死亡，年齢は不明。光州市から廻ってくる行商人が女家からの依頼で仲人を勤め，縁談をまとめたという。その婚礼の様子は以下のものであった。

①宮合と礼物 行商人が男家から「四星」（「四柱」と同じ）を預かり，娘の四星と合わせて「宮合」を確かめた。次いで男家から女家へ，また女家から男家へと一般の婚礼同様に「礼物」と呼ばれる土産品の交換をした。

②婚儀 婚礼は新郎家で開催された。当日，新婦側からは両親が，新郎・新婦用の婚礼衣裳と布団，舅姑（新郎の父母）用の韓服各1着，それに竹の籠3個に餅や魚などを詰めて持ってきた。新

郎家では中庭の真中に^{むしろ}蓆を敷き、その上に「^{ハンレーサン}婚礼床」を据えた。床（テーブル）の両側、すなわちアンパン（内房）に近い北側が新婦、反対の南側が新郎の席で、ともに「タンゴル」（단골, 巫女を指す。「丹骨」と宛てられる）の作った「ホセビ」（허세비, 「ホスアビ」〈허수아비〉の訛音、人形・案山子）で代用された。ホセビの丈は1m20cmくらい、新婦側から届けられた婚礼衣裳を着せ、体の前にはそれぞれ生年月日と姓名が書き記してあった。

さて、婚儀は「^{キョーベ}交拜」の礼をはじめ生きている者と全く同じで、少しの省略もなかったという。「^{ハブタン}合盃」〔日本の「三々九度」に当たる〕の盃だけは親族の者が代わって受けた。

婚儀が済んで、ホセビをアンパンに運んだ。まず新婦を入室させ、次いで新郎も入れて、部屋の上座に置いてあるテーブルの上に乗せた。そしてタンゴルが部屋の中で「シッキムクッ」（씩김쿵, 「洗霊祭」と訳される慰霊・解冤の巫祭）を開始し、翌朝4時頃までつづけた。

クッを終えて、部屋の下座に布団を敷き、枕を並べてホセビを寝かせた。「洞房華燭」の意味で、そのまま約2時間寝かせておいた。布団は新婦側から持ってきたものである。

次いでホセビ、布団、枕、料理等を持って新郎の墓に行き、そこでタンゴルが簡単に祈りを捧げた。終わってホセビと枕を焼き払い、料理はあたりに撒き散らした。布団だけは焼くのが勿体なくて持ち帰り、タンゴルに土産品として贈った。墓前の行事が全部終了したのは、夏の太陽が少し昇ってきた頃だったという。

③移葬 3日後に両家族揃って墓参し、さらに5日後に光州市にある新婦の墓を掘って遺骨を取り出し、これを新郎の墓の横に移葬した。つまり夫婦の双墳が形成されたのである。

④祭祀 現在は新郎の両親が健在で、「魂神結婚」をした長男夫婦の「^{キヂス}忌祭」を実施している。新郎の忌日に同じ膳の上に飯だけ2杯供えて新婦もいっしょに祭っているという。もしもその両親が死ねば新郎の直弟（A家の次男）が亡兄夫婦の祭祀を継承しなければならないわけだが、彼は事実上のA家の宗孫（^{チヨンソン}嫡子）であり、両親をはじめ先祖の祭祀を行うべき責任を負っており、亡兄夫婦の祭祀は単なる仲継ぎにすぎず、やがては養子を考えなければならないといわれる。その養子には、この直弟の長男が適当とされる。つまり、甥が伯父夫婦の死後養子となるわけである。こうして、養子が実現すれば、それを「^{チヨンソク}族譜」にも書き入れ、一つの支系が形成されることになるという。

〈事例6〉全羅南道珍島郡珍島面（現、珍島邑）校洞里（1978年7月24日調査。インフォーマント：新郎の妹婿K氏、農業、48歳）

朝鮮半島の南西海岸から南海岸にかけては無数の島々を擁し、いわゆる多島海を成している。半島の南西の隅にある大きな島が珍島郡の主島、珍島であり、面積は319km²、人口は属島分を含めて68,696人（1980年）を数え、島内は1邑5面に分かれている。1984年に「珍島大橋」が架けられて本土、海南郡の右水營半島と直接結ばれ、離島苦から脱するようになった。珍島面（1979年、珍島邑に昇格）は島の中心地で、校洞里は町の一角にある農村である。

この村のP家で子供が病気になり、病院通いをしてもらえず、町の占い師に占いをしてもらったところ、1952年朝鮮戦争で戦死した伯父（6男2女の長兄、25歳で戦死）の死霊が取りついていると言われた。そこで大急ぎで死霊結婚をさせようと新婦を求めたところ、この占い師が仲人となって南隣の義新面活谷里という村からM家の娘（1954年病死、18歳）を探してきた。挙式は戦死して14年後の1966年のことであった。

① 択日 男家では「四柱^{ソウツ}単子^{ダンシ}」（「四柱」を書いた文書）は送らず、したがって「宮合」も見ず、占い師がただ「択日」して婚礼の日取りだけ選んだ。

② 婚礼 男家で新郎・新婦の婚礼衣裳を2着新調し、それを持参してまず新婦の墓前で挙式した。すなわち墓前に新郎・新婦の衣裳を並べ、蕙を敷いて供物を上げ、新婦の兄が「口祝^{クチイハヒ}」（紙に書いた祝文を読み上げるのではなくて口で唱えるもの）を唱え、「結婚式」を挙げて両人が夫婦になったことを告げた。次いで「破墓^{ハハキ}」に取りかかり、遺骨を韓紙（朝鮮紙）の上に並べて包み、それをダンボール函に入れて新郎の墓に向かった。

新郎の墓に到着すると、新婦の遺骨を新しい「七星板^{シツセツパン}」（棺の下に敷く薄い板。北斗七星になぞらえて7個の穴があけてある）の上に載せ、棺を用いずに、新郎の墓の横に浅く掘った墓穴に紙包みのまま埋めた。遺骨に土が当たらぬよう、上に石を置いて土を掛け、墳を築いて芝を植えた。つまり双墳が形成されたのである。もちろん墓を作る前に「山神祭^{サンジンサエ}」を行い、造宮が終わって「平土祭^{ヒラツチサエ}」をきちんと催した。新郎の墓前でも「口祝」による婚礼が簡単に行われた。このような墓前儀礼はいずれも両家遺族だけによる儒教式のもので、タンゴルや占い師たちは参加しなかった。

この晩、新郎家では「シッキムクッ」が夜を徹してつづけられ、新婚夫婦の慰霊が行われた。ただしタンゴルによるものではなく、仲人をしてくれた占い師が主宰するものであった。彼は占い師仲間を2人連れてきて、その2人に「チェビ^{チェビ}」（체비, 「牙人^{チヤジン}」ともいい、楽士を指す）の役を受け持たせた。その時、新郎・新婦の代わりに、占い師が「ホセビ」（「ホスアビ」、人形・案山子）を2体作り、これを中心にクッを挙げた。

③ 祭祀 死霊結婚後、夫婦いっしょの忌祭を新郎の直弟（P家の次男、相続人）が担当している。新郎にはとくに「祭田^{チエチン}」とは呼ばないけれども、相続分の畠700坪が付いている。この直弟の長男で、現在国民学校（小学校）6年生の者（祟り病となった当人）が、やがて戦死した伯父夫婦の養子となり、畠を相続し、祭祀を継承する予定だとのことである。

以上全羅南道の2例を合わせ、その特徴をさぐってみると、次のようにまとめることができよう。

① 目的・動機……前述江原・慶尚・忠清各道と同じく「慰霊・解冤型」に含まれる。〈事例5〉・〈事例6〉の両例とも祟り伝承を伴っていることに注目したい。そして両例とも、死霊結婚後はじめて夫婦として「忌祭」を享けることとなり、その祭祀の継承が問題化している。これは中国の「祖霊昇格型」との近似を示すものではあるが、祭祀は死霊結婚が直接目的としたものではなく、その結果として出現するものと考えらるべきであろう。また両例とも祭祀継承者としての養子が予定され、とくに〈事例6〉では確定的でさえある。これも中国の「入養・立嗣型」を想起させるが、やはりそれを直接の目的としたものとはいえない。

② 新婚者両名の関係・状態……両例とも「無縁者型」の「男女双方死」の事例で、ともに未婚の青年男女同士の死霊結婚である。

③ 儀礼……まず儀礼の内容では、両例とも「ホセビ」（「ホスアビ」、人形・案山子）が用いられており、江原・慶尚・忠清各道の事例と一致している。ただし珍島ではタンゴルが主宰する死霊結婚ではホスアビを使用しないのが原則だとのことである〔1975年8月20日、池春相教授の調査資料による。インフォーマント：珍島面東外里、P氏、タンゴル業、男性、44歳〕。

さて、両例とも新婦の遺骨を新郎の墓の横に移葬して双墳を造成した点に注目しなければならない。このような移葬ではなくて新郎の墓穴に合葬して同墓とする例も見られるという。すなわち華

北に普遍的な「遺骨重視型」である。慶尚道・忠清道方面では〈事例3〉・〈事例4〉に現われたようにホスアビの合葬が行われるだけで、遺骨そのものの移葬・合葬はほとんど実施されないように、上述移葬・合葬の儀礼は全羅南道における死霊結婚の一つの特徴を表わしたものと考えられる。

儀礼の執行者としては、〈事例5〉では「タンゴル」、〈事例6〉では占い師が深くかかわり、ともに「シャーマン関与型」に属する。珍島ではタンゴルの行う「シッキムクッ」の中には死霊結婚専用のものがあり、それを“チョスンホンサグッ”（저승혼사굿, 「あの世の婚事グッ」の意）, “チョスンテサグッ”（저승대사굿, 「あの世の大事グッ」の意）, “結婚グッ”, “ホンマヂデーサグッ”（魂맞이 대사굿, 「魂迎えの大事グッ」の意）などと呼ぶそうである。新郎家の中庭に「祭壇」^{チヌチオン}を設け、その前に「婚礼床」を据え、新郎・新婦の墓を掘って持ってきた遺骨を載せて、これに一晚中クッを捧げるもので、クッ自体が婚礼となる。また、まず移葬か合葬かを済ませて、その墓前で、あるいは新郎家でシッキムクッを催す場合もあるという〔池 1979: 14-15〕。

(5) 済州道の習俗

〈事例7〉北済州郡旧左面（現、旧左邑）細花里（1974年8月25日調査。インフォーマント：新郎の兄嫁P氏，旅館業，50歳）

済州島は朝鮮半島の南方に横たわる韓国第一の大きな島で、もとは全羅南道に含まれていたが、第二次大戦後の1946年、分離して済州道となった。旧左面（1980年、邑に昇格）は島の東北端にあり、細花里は海に面するが農村的色彩が濃い。

この村のA家の次男は入隊中朝鮮戦争が勃発し、陸地部で戦死、23歳であった。やがて、火葬された遺骨が故郷に送られてきた。当時彼はすでに結婚しており、故郷では未亡人が喪主となって葬式を行い、先祖の墓に埋葬された。ところが、この妻はまだ入籍しておらず、その後は実家に帰ってしまい、もちろん改めて戸籍を送ってくるようなこともなかった。子供がなかったので、どこかへの再婚を考慮して入籍を断わったものらしい。やがて自然に婚姻解消ということになってしまった。

A家では当人の母親が祭祀の継承を心配し始めて、“チュグン ホニン”（「奇은 婚姻」, 別に「チュグン 婚事」, 「死婚」, 「死後結婚」などともいう）をさせようと言い出し、ここに縁談が起こった。新婦候補は近くの漢東里という村の娘で、18歳で病死。新婦の姉がその村から細花里に嫁入っており、また新郎の兄嫁（インフォーマント当人）も漢東里出身で、その実母がなおその村に健在なことなどから縁談が進められ、最後に両家をよく知っている城山面（現、城山邑）の国民学校（小学校）教頭M氏が仲人を勤めて縁談がまとまった。挙式の年月日は明白ではないが、1960年代のことだったらしい。

①四柱・択日 縁談成立後、「四柱」を交換して「宮合」を調べ、よいとなったので、挙式の日柄を男家側で「択日」して女家側に知らせた。

②挙式 当日、新郎家では新婦の両親や親族の立会のもと、新郎の墓を掘って骨を取り上げ、それを持参して一同新婦の墓に赴いた。そして新郎の遺骨を新婦の墓の中に合葬した。新婦の墓が選ばれたのは「地官」^{チグアン}（風水師）がそちらの方が風水上好いと述べたからだという。新郎・新婦両家では、それぞれ婚礼衣裳を新調して贈り合ったので、両人の遺骨の上にそれをかぶせた。埋葬後、墓前で祭りをを行い、新郎の父が「祝文」を読んで両人の結婚を告げた。そして現場で「飲福」をし、結婚に関する儀礼をすべて終えた。

③改葬 挙式後まもなく新郎の甥、すなわち兄（インフォーマントの夫）の長男でソウルの高校に在学している者が神経衰弱のような病気になる、病院に通っても一向にはかばかしくなく困っていたところ、ある日その生徒の友達に夢に、上述新郎が現われた。死霊結婚をさせてもらい、あの世で楽しく暮らしているものの、ただ部屋が狭苦しくて困るとのことであった。この夢見が新郎家に伝えられ、それは合葬の故ではないかというわけで、新しく墓地を求め、今度は双墳に改葬した。すると、甥の病気も快癒したとのことである。

④祭祀・入養 現在、新郎夫婦の祭祀は新郎の兄が担当している。しかし、これは仲継ぎで、その次男（かつて祟り病になった者の弟）が幼時から叔父夫婦の養子となることに決まっていた。この次男はすでに27歳に達しており、近く結婚する予定なので、その際は叔父分の財産を相続して一家を成し、祭祀を継承することになるという。

〈事例8〉南済州郡西帰邑法還里（現、西帰浦市法還洞）（1977年8月4日調査。インフォーマント：宋礼現氏，農業，49歳，西帰邑西帰3里<現，西帰3洞>居住）

ソギョポ ナエヂユ ハルラサン
西帰浦は済州市と漢拏山を距てて反対側の南海岸にある町、古くから漁業基地として栄えており、最近は観光地としても知られている。1981年、西帰邑は西隣の中文面を合わせて西帰浦市を新設した。この付近の村々は日本から導入した温州蜜柑の栽培が盛んで、法還里も蜜柑作りの村である。

本例の新郎は、この村M家4兄弟の長男、大変好士の士で、ソウルの大学卒業後、東京に留学したが、1976年東京で未婚のまま病死、32歳だった。新婦は隣村の西好里（現、西好洞）出身で、在日韓国人のK氏の3女で、同じ年東京で病死、21歳だったという。法還里にK家の親族がいて仲人をし、1977年新郎家で婚礼を挙げた。

①四柱・択日 当地では死霊結婚には一般に四柱の交換をしないというが、本例ではとくに東京から娘の四柱を送ってもらい、村内の「地官」に「宮合」を見てもらった。そして「宮合」はよいと言われ、同じ「地官」に「択日」もしてもらい、東京の女家に知らせた。

②婚礼 新郎は客死した東京で一旦葬式を済ませ、火葬にした遺骨を縁談成立後、故郷法還里に持ち帰り、そこの寺に一時預けにしておいた。新婦も東京で葬式を行い、両親と兄（K家の長男）の3人が遺骨を持って死霊結婚式のため帰郷した。

その際、新婦家から新郎家に新郎用婚礼衣裳（チョゴリ、パチ、道袍、いずれも絹製）1揃い、布団1組、座布団1組（2枚）、祭器1セット、現金100万ウォン、さらに新婦生存中の自己名義預金を現金化した100万ウォンが贈られた。逆に新郎家からは新婦用のチョゴリとチマが贈られただけであった。

婚儀は、新郎家の中庭に新郎・新婦の写真を掲げ、その前に婚礼床を設け、伝統的な式次第によって進められた。「祝文」は新郎の父が書き、自らそれを読み上げた。当日、両家の親族・友人たちが約300名も集まり、当地でも珍しく大きな婚礼となった。式が終わって祝宴となり、それが長時間にわたってつづけられたという。

翌日、法還里の共同墓地に双墳を築き、それぞれの遺骨を埋葬した。このとき、両家から贈り合った新郎・新婦の婚礼衣裳を棺の底に敷いた「七星板」の上に置き、さらにその上に遺骨を載せたそうである。

③祭祀・入養 新婦家では、両名の祭祀を永続させるべく、「祭田」として蜜柑園約1,500坪

（時価約1,000万ウォン）を買って贈与したいと申し出たという。新郎のM家自体も村で有数の財産家で、新郎はその長男であるから相当の相続分が予定されている。両名の祭祀は、現在新郎の父が担当しているものの、いずれ直弟である次男（やはり東京留学中）が結婚して、何名かの息子を儲けることになれば、その長男が亡き伯父夫婦の養子となるはずだそうである。その時には養子が宗家（本家）を継承し、新郎の直弟（次男）は分家に出ていくことになるという。

当地では、長男の死霊結婚は宗家の家系を継承する養子を迎える前提条件とさえ考えられている。換言すれば、養子を迎えるには、まずその養父となる人を死霊結婚させなければならないのである。養子には養父・養母の両親が必ず揃っていないければならないともいい、その際養父母の生死は問わないのだそうである。

なお、当地では死霊結婚でも正式の夫婦であり、戸籍簿への記入は不可能としても「族譜」にはきちんと記載して、世代1代を計算するきまりである。

以上、済州道の2例について検討し、その特徴をさぐってみると、次のようにまとめることができよう。

① 目的・動機……まず注目すべきは、前述江原・慶尚・忠清・全羅各道、すなわち陸地部の諸例と異なり、〈事例7〉・〈事例8〉の両例ともに慰霊・解冤の目的が表出していないことである。もちろん済州道にそうした習俗が全く見られないというわけではない。済州島の南海岸、西帰浦辺では娘の死霊を「^{チョノグイソン}処女鬼神」と呼び、遺族に祟りをするのがあり、「^{シンバン}神房」（巫覡）に頼んで慰霊のクッをしてもらうことがあるという。現に島の西端、大静邑慕瑟浦のL家において1973年、その8年前18歳で病死した娘のため、1972年に35歳で未婚のまま病死した済州市出身の新郎を迎えて挙げられた“チュグン ホンサ”では、伝統的な婚礼に引き続き、済州市内から招かれた「神房」たち（女4名、男1名）によって死霊慰撫の「^{チルチヌン}クッ」（^{칠치누는} 道浄めのクッ）の意）が盛大に催されたという〔1975年8月26日調査。インフォーマント：韓兎燮氏，69歳，済州市一徒2洞居住）。

したがって、済州道内に慰霊・解冤を目的とする死霊結婚の事例がないわけではないが、〈事例7〉・〈事例8〉に見られるように「入養・立嗣型」が卓越していると言って差支えなからう。その入養・立嗣の動機は祭祀の継承にあり、結果として祖霊昇格も実現することになる。

② 新婚者両名の関係・状態……両例とも「無縁者型」の「男女双方死」のケースである。ただし〈事例8〉は未婚青年男女同士の場合であるのに、〈事例7〉は既婚男子と未婚女子との死霊結婚である。

③ 儀礼……死霊結婚とはいえ婚儀は伝統的な儒教風の方式によって行われ、「祝文」も紙にきちんと書いて読み上げられるのであった。その儀式は、〈事例7〉では新郎の墓前において、〈事例8〉では新郎家においてそれぞれ催され、いずれも移葬を伴って夫婦の双墳が築造された。この点は前述全羅南道の場合と同じく、中国の華北に普遍的な「遺骨重視型」と一致する。

儀礼の執行者としては、〈事例7〉・〈事例8〉のいずれにも占い師・「神房」等シャーマンは1人も登場してこない。この点も華北における死霊結婚と共通している。ただし、済州道においてシャーマンの関与を全面的に否認するものでないことは前述したとおりである。総じて、陸地部においては「シャーマン関与型」が濃密に分布しているのに、済州道ではそうした事例がきわめて稀薄だということは確かである。

すなわち、済州道の死霊結婚では慰霊・解冤の目的が乏しくて入養・立嗣が強く意識され、遺骨重視の儀礼が発達していて、ほとんどシャーマンに関与させないといった諸特徴を有している。これらの諸点を指して、「陸地型」と対照的な「済州型」なる類型を認定しようというわけである〔崔吉城 1985：33〕。

おわりに

以上、中国・日本・韓国の東アジア3か国における死霊結婚の習俗について検討を重ねてきた。とくにそれぞれの習俗の位相に対して注目し、随所に地域的な比較の努力を払った。ここに韓国の習俗を中心に据え、死霊結婚の目的・動機、新婚者の関係・状態、儀礼の内容・執行者の各項目にわたって再び比較・総括を行い、もって本稿の「おわりに」に代えたい。

(1) 死霊結婚の目的・動機

筆者は中国の習俗を整理しながら、死霊結婚の目的・動機に①慰霊・解冤型、②祖霊昇格型、③入養・立嗣型の3類型の存在を確認した。なお①の慰霊と解冤との間には微妙な差異があり、場合によっては慰霊型と解冤型とに分離した方がよいとも述べておいた。

さて、韓国においては事例として提示された江原・慶尚・忠清・全羅の各道、すなわち陸地部の事例はすべて慰霊・解冤型に属し、さらに事例には現われてこなかったが、済州道でも全く埒外とは言い得ない状況であった。

慰霊型は日本の山形県・青森県、中国の華北に分布し、慰霊・解冤型は日本の沖縄地方と中国の華南・台湾で発達している。すなわち、濃淡の差は生じていても、この型は東アジア3か国の全域に見られることになる。そうすると、死後の世界を管理し、死霊の統制をよくすることができる特殊職能者としてシャーマンが死霊結婚に何らかの関与を果たし、さらに主宰するに至るのは、いわば当然の成行きといえよう。

慰霊・解冤が達成された後には、その死霊は正式な祭祀を享けることになる。すなわち目的とするわけではなくとも結果として祖霊昇格が実現するのである。この点が明白なのは全羅南道の事例で、中国の華北・華南・台湾の習俗と一致する。ただし、日本にはこの種の習俗は見られない。

入養・立嗣型は済州道に顕著であり、全羅南道でも結果として入養・立嗣を導出する事例が確認された。また入養・立嗣が実行されれば、その結果として死霊はやはり祖霊への昇格が実現される。このような入養・立嗣型は中国の華北にきわめて稠密であった。すなわち、結果としての祖霊昇格は、全羅南道では慰霊・解冤の後に、済州道では入養・立嗣の後にそれぞれ成立するもので、華北はその両方の場合と結合している。なお日本には、この入養・立嗣型は全く発現していない。

(2) 新婚者両名の関係・状態

死霊結婚の新婚者両名の関係として、筆者は大きく①有縁者型、②無縁者型に分け、さらにそれぞれの状態を(1)男女双方死(▲=●)、(2)男死女生(▲=○)、(3)男生女生(△=●)に細分し、合計6種類に区分してみた。

中国では(とくに華北において)、有縁者型は3型のすべて、無縁者型も男死女生(▲=○)を除く他の2型が出現することを述べた。

韓国では提示された事例のすべてが無縁者型の男女双方死(▲=●)であった。しかも、既婚男

子と未婚女子の1例を除いて、他は全部未婚青年男女同士の場合ばかりであった。この国では確かに無縁者型の未婚男女双方死の習俗が卓越しているといえるが、その他の種類が全く見られないわけではない。例えば崔吉城は、慶尚北道盈徳郡南亭面富興洞において有縁者型の男女双方死の事例1例、江原道東草市と釜山直轄市忠武洞において有縁者型の男死女生の事例合計2例をそれぞれ発見したと記している〔崔吉城 1985：16-17〕。いずれも正式の結婚式を挙げずに内縁のまま、前者は夫婦ともに、後者は夫が死亡したことに基づく死霊結婚であった。また崔在錫も済州市において無縁者型の男死女生の事例を得たことを報告している〔崔在錫 1978：119-122（1979：236-238）〕。これらの事例について国外に類例を求めると、盈徳郡南亭面における有縁者型の男女双方死は日本の沖縄地方に見られ、東草市と釜山直轄市における有縁者型の男死女生は中国の「過門守貞」に通ずるものであり、さらに済州市における無縁者型の男死女生は日本の山形県だけに行われるもので、しかもそれは中国の華北において唯一認められない型のもものと一致している。ただし、これら韓国の諸例にはいずれも特殊な事情が内包されており、一般的な習俗とはいえない。

(3) 死霊結婚の儀礼

死霊結婚の儀礼には、まず内容の上で遺骨重視型と位牌重視型とがあり、さらに執行者をめぐってシャーマン関与型と非関与型とがあることを述べた。遺骨重視型は中国の華北に、位牌重視型とシャーマン関与型は台湾にそれぞれ顕著であった。

韓国においては遺骨重視型は全羅南道と済州道に濃く分布し、他の諸道には稀薄である。この型において全羅南道が済州道との近似性を示していることは注目すべきである。崔吉城が「済州型」を立てて済州の特異性を強調したのに、いわゆる「陸地型」に属するはずの全羅南道の習俗が他の陸地部諸道とは態様を異にして済州島に類似しているとは、少なくともこの限りにおいては「済州型」と「陸地型」の区分が意味を失ってしまうわけである。韓国内バリエーションについてもっともっと追究しなければならないことを意味するものでもあろう。遺骨重視型に並ぶ位牌重視型は、位牌（神主）自体に対する観念と祭祀の相違もあって、韓国では全域にかけて顕在化していない。

シャーマン関与型は、韓国においては全域に確認され、とくに陸地部では死霊結婚とシャーマンは密接な関連を有している。シャーマンは死霊を管轄しうる特殊職能者であることは既述したとおりである。この点に注目すれば、シャーマン関与型こそ、実は死霊結婚の習俗の本質に深くかかわっているもので、この習俗の成立を考えるためにも大いに役立つものといえる。この型が中国の華北と韓国の済州道に稀薄なことは確かであるが、この両地域では入養・立嗣型が卓越していることで補完の意味を果たしているようである。すなわち、祭祀継承者・家系継承者としての養子迎え入れが確立され、制度化するとともに、逆にシャーマンの関与・主導は退化していったのではなからうかとも考えられる。

最後に、以上の検討結果を表示してみると、次ページのような一覧表になる。

死霊結婚一覧表

様 態	地 域	韓 国					日 本		中 国		
		江原	慶尚	忠清	全羅	濟州	沖繩	山形	華北	華台 南湾	
(1) 目的的	① 慰霊・解冤型	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	○	◎	
	② 祖霊昇格型	△	△	△	○	○	△	×	◎	◎	
	③ 入養・立嗣型	×	×	×	△	◎	×	×	◎	△	
(2) 新婚者	① 有縁者型	(a) ▲=●	△	△	△	△	△	◎	×	◎	◎
		(b) ▲=○	△	△	△	△	△	×	×	○	○
		(c) △=●	×	×	×	×	×	○	×	◎	○
	② 無縁者型	(d) ▲=●	◎	◎	◎	◎	◎	×	×	◎	×
		(e) ▲=○	×	×	×	×	×	×	◎	×	×
		(f) △=●	×	×	×	×	×	×	○	○	◎
(3) 儀礼	① 遺骨重視型	×	×	×	◎	◎	◎	×	◎	△	
	② 位牌重視型	×	×	×	×	×	×	×	△	◎	
	③ シャーマン関与型	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	△	◎	

〔記号〕◎…顕著 ○…あり △…稀少 ×…なし

参 考 文 献 (ABC順)

(1) 中国関係

① 中国文

- 陳 顧 遠 1936 『中国婚姻史』商務印書館(藤沢衛彦訳 1940 『支那婚姻史』大東出版社)。
 婁 子 匡 1968 『婚俗志』台湾商務印書館。
 馬 之 驥 1979 『我国婚俗研究』經世書局。
 同 上 1981 『中国的婚俗』經世書局。
 阮 昌 銳 1977 「台湾の冥婚与過房之原始意義及其社会功能」『中央研究院民族学研究所集刊』30:15-38。
 司法行政部(中華民國) 1930 『民商事習慣調查報告録』同部。
 鈴木清一郎 1934 『台湾旧慣習俗信仰』衆文圖書公司。
 吳 瀛 濤 1970 『台湾民俗』古亭書屋。

② 日本文

- 千種 達夫 1964 『満州家族制度の慣習』一粒社, 1965 同Ⅱ, 1967 同Ⅲ。
 陳 期 裕 1943 「娶神主」『民俗台湾』23(3-5):32-33。
 中国農村慣行調査刊行会 1952 『中国農村慣行調査』第1巻, 岩波書店, 1954 第2巻, 1955 a 第3巻, 1955 b 第4巻, 1957 第5巻, 1958 第6巻。
 福武 直 1946 『中国農村社会の構造』大雅堂(同 1976 『福武直著作集』第9巻, 東京大学出版会)。
 井出季和太 1935 『支那の奇習と異聞』平野書店。
 井上 紅梅 1920 『支那風俗』上巻, 日本堂書店。
 片岡 巖 1921 『台湾風俗誌』台湾日日新報社。

- 宮林 敏雄 1930 「支那に於ける児童死後婚に就いて」『社会学雑誌』75:15-56, 76:33-64。
- 諸橋 轍次 1940 『支那の家族制』大修館書店(同 1975 『諸橋轍次著作集』第4巻, 同書店)。
- 中田 睦子 1977 「冥婚から陰陽合婚へ——台湾における冥婚類型の変化とその意味——」『季刊人類学』10-3:3-35。
- 仁井田 陞 1942 『支那身分法史』座右宝刊行会。
- 大山 彦一 1952 『中国人の家族制度の研究』関書院。
- 桜井徳太郎 1975 「冥界婚姻の論理——中国の冥婚習俗と死霊観——」『季刊現代宗教』1-3:178-195。
- 滋賀 秀三 1967 『中国家族法の原理』創文社。
- 鈴木清一郎 1934 『台湾旧慣冠婚葬祭と年中行事』台湾日日新報社。
- 瀧川政次郎 1936 「冥婚考」(同『法律から見た支那国民性』大同印書館)。
- 田中 譽堂 1925 「支那婚姻五則」『東洋』(東洋協会)28-1(314):57-63。
- 内田 智雄 1944 「冥婚考——死屍の結婚習俗について——」『支那学』(支那学会)11-4(同 1970 『中国農村の家族と信仰』清水弘文堂)。

③ 英文

- Ahern, Emily M. 1973 *The cult of the dead in a Chinese village*, Stanford University Press.
- Chu, Solomon S. 1974 Some aspects of extended kinship in a Chinese community. *Journal of Marriage and Family*, 36 (3) : 628-633.
- Couling, Samuel 1917 Marriage. *The Encyclopaedia Sinica*, Kelly and Walsh.
- Freedman, Maurice 1958 *Lineage organization in southeastern China*, The Athlone Press.
——— 1966 *Chinese lineage and society: Fukien and Kwangtung*, The Athlone Press.
- Gallin, Bernard 1960 Matrilateral and affinal relationship of a Taiwanese village. *American Anthropologist*, 62 (4) : 632-642.
——— 1966 *Hsin Hsing, Taiwan: A Chinese village in change*, University of California Press.
- Hsu, Francis L.K. 1971 *Under the ancestors' shadow*, Stanford University Press.
- Jordan, David K. 1971 Two forms of spirit marriage in rural Taiwan. *Bijdragen tot de Taal-, Land- en Volkenkunde*, 127 : 181-189.
——— 1972 *Gods, ghosts and ancestors*, University of California Press.
- Li, Yih-yuan 1966 Ghost marriage, shamanism and kinship behavior in rural Taiwan. In N. Matsumoto and T. Mabuchi (eds.) *Folk religion and the worldview in the southwestern Pacific: papers submitted to a symposium, the Eleventh Pacific Science Congress held in August-September 1966*, pp.97-99, Tokyo, Keio University.
- Pasternak, Burton 1968 Agnatic atrophy in a Formosan village. *American Anthropologist*, 70 (1) : 93-96.
- Topley, Marjorie 1955 Ghost marriage among the Singapore Chinese. *Man*, 55 : 29f. (sec. 35).

—— 1956 Ghost marriage among the Singapore Chinese: A further note. *Man*, 56: 71f. (sec. 63).

Wang, Sung-hsing 1974 Taiwanese architecture and supernatural. In Wolf, A.P.(ed.) *Religion and ritual in Chinese society*, pp.183-192.

Wolf, Arthur P.(ed.) 1974 *Religion and ritual in Chinese society*, Stanford University Press.

(2) 日本関係

木村 博 1959 「死者の婚姻」『仏教と民俗』（仏教民俗学会）5：37-39。

小島 瓊礼 1983 「未完成霊」『日本民俗研究大系』（国学院大学）第4巻：279-295。

大友 義助 1977 「羽州山寺における庶民信仰の一考察」『山形県民俗・歴史論集』第1集：97-116。

桜井徳太郎 1973 『沖縄のシャマニズム』弘文堂。

同 上 1974 『日本のシャマニズム』上巻，吉川弘文館，1977 下巻。

同 上 1976 「冥界婚姻の習俗とシャマニズム——東北地方民間巫の役割——」『芸能論叢』（本田安次博士古稀記念会編，錦正社）：99-111。

同 上 1978 「沖縄本島の冥界婚姻習俗——ユタの関与するグソー・ヌ・ニービチ——」『沖縄文化研究』5：1-54。

上江州 均 1971 「『後生ニービチ』のこと」『沖縄民俗同好会報』17：12-18。

Yohena, Kenji 1979 Gusoo Nibichi rite and yuta, the spirit medium. *Bulletin of the College of Law and Literature, University of the Ryukyus, Sociology* 21: 79-94.

(3) 韓国関係

崔 在 錫 1978 「済州島の死後婚」『韓国学報』13：104-127（同 1979 『済州島の親族組織』一志社）。

崔 吉 城 1976 「韓国巫俗の死霊祭」『季刊人類学』7-3：54-77。

同 上 1984 「死後結婚祭」『民話の手帖』（日本民話の会）22：125-127。

同 上 1985 「死後結婚의 意味」『比較民俗学』（比較民俗学会）1：3-38。

康 龍 権 1980 「虚婚에 관한 研究」『民俗文化』（東亜大学校文科大学附設韓国民俗文化研究所）2：5-20。

高 富 子 1978 「済州島の婚俗」『国際大学論文集』（国際大学人文社会科学研究所）6：319-355。

池 春 相 1979 「珍島갯길굿의 概要」『珍島갯길굿』（伝統舞踊研究会）：9-29。

桜井徳太郎 1980 「韓国の巫俗と魂魄婚姻——冥界婚姻習俗の比較民俗学的考察（4）——」『日本民俗風土論』（千葉徳爾編，弘文堂）：419-442。

同 上 1986 「霊界の結婚をめぐる諸問題」『韓国文化』82：4-12。

竹田 旦 1983 『木の雁——韓国の人と家——』サイエンス社。

同 上 1986 「死後結婚의 比較民俗学的 研究」『月山 任東権博士 頌寿記念論文集』（同刊行委員会編，集文堂）民俗学篇：245-273。

同 上 1986 「死後結婚の比較民俗学」『三河民俗』（三河民俗懇話会）1：1-19。

同 上 1987 「韓国・珍島における死霊結婚」『民俗学論叢』（相模民俗学会）7（未刊）。